

根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業助成基準（内規）

（目的）

第1条 この基準は根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業実施要綱（平成25年教育委員会訓令第3号。以下「要綱」という。）の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

（大会参加の留意事項）

第2条 要綱第3条第1項に規定する大会等に参加する場合は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1）規模、日程等が児童・生徒の心身の発達からみて無理がなく、学業に支障が無いこと。
- （2）主催者が参加する児童・生徒の保護に適切な配慮を行っていること。
- （3）参加に要する経費の負担が、過重にならないこと。
- （4）営利などの目的に利用されないこと。
- （5）表彰が児童・生徒にふさわしい方法で行われ、金銭や高価な商品を授与されないこと。

（助成対象経費の算定基準）

第3条 要綱第5条第1項第1号に定める公共交通機関の経費の算出方法は、出発地の最寄り駅等（バス停留所を含む。以下同じ。）から大会等開催会場の最寄り駅等の往復運賃とする。

ただし、道内で開催される大会にあつて航空機の運賃を支給する場合は、鉄道及び路線バスの上記運賃相当額を上限とする。

- 2 自家用車又はレンタカーを利用する場合における距離及び助成対象基準額は、路線検索サイト等において示す根室市役所から大会等開催会場までの走行距離とし、当該区間に有料道路が含まれる場合は、有料道路料金を加算した額により算出する。ただし、大会等開催会場が2カ所以上の場合は、最も遠方の大会等開催会場までの走行距離とする。

（助成回数の年度の定義）

第4条 要綱第7条に定める同一年度とは、助成対象者が大会等に参加する日程の初日の年度（4月から翌年3月まで）を指す。

（交付申請）

第5条 要綱第8条第2号に規定する収支決算書には、宿泊費及び交通費の支出を証明できる領収書等（電子マネー及びクレジットカード、QRコード等の電子決済によるものは、利用証明書や利用明細書等の写し）を添付しなければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成25年6月18日より施行し、平成25年6月1日から適用する。
附 則
- 2 この内規は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
附 則
- 3 この内規は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 4 この内規は、決定の日から施行し、平成28年11月1日から適用する。

附 則

- 5 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 6 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 7 この内規は、令和5年4月24日から施行する。

附 則

- この内規は、令和8年4月1日から施行する。